

事務連絡
令和4年11月15日

関係 道 県 市町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（周知）

平素より、介護保険行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）（以下「日本千島特措法」という。）に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が、先般の同法改正等を踏まえ、令和4年9月30日の中央防災会議において変更されました。

これに伴い、同法第5条及び第6条の規定に基づいて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は、基本計画に基づき、推進計画又は対策計画を作成・変更する必要がありますので、作成・変更及び関係者への周知についてお願いいたします。

なお、同法第5条第2項に基づいて推進計画を定める、災害対策基本法第21条に規定する地方防災会議等に関しては、作成は努力義務とされております。

今般、内閣府より改定された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」（以下「作成例等」という。）を推進計画又は対策計画を作成・変更する際の参考として送付いたします。

内閣府からの通知においては、推進計画又は対策計画の作成・変更に当たっては、作成例等を参考としつつ、地域の実情に即して具体的かつ実施可能なものとする事及びできるだけ速やかに作業を進めていただくこと並びに内閣府において相談窓口を開設していることが記載されておりますので、申し添えさせていただきます。

【推進計画の作成義務者】（日本千島特措法第5条）

- (1) 指定公共機関、指定行政機関、又は災害対策基本法第21条の地方防災会議等（地方防災会議は努力義務）であって、
- (2) 推進地域（※1）内に所在する者

【対策計画の作成義務者】（日本千島特措法第6条）

- (1) 日本千島特措法施行令第3条第1～24号に定める施設又は事業（※2）を管理し、又は運営する者であって、
- (2) 推進地域内に所在する者

※1 最新の推進地域は、下記内閣府のホームページにて掲載されておりますので、ご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html

※2 介護保険に関する施設又は事業については、別添資料④別紙1の4ページ（政令第3条第14号に規定する施設）をご参照ください。

<別添資料>

- ① 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引」の送付について（通知）（令和4年9月30日府政防第1353号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）通知）
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例新旧対照表
- ④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引
- ⑤ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程作成の手引新旧対照表